

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月21日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第2号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第3号に規定する企業長が定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条</u> の規定により大阪広域水道企業団以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。	(派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第3号に規定する企業長が定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条第1項</u> の規定により大阪広域水道企業団以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。